

生活衛生貸付に係る都道府県知事の推薦書発行について

村橋構成員提出資料

生活衛生貸付に係る都道府県知事の推薦書発行につきましては、過去の生活衛生関係営業に係る税制及び融資活性化方策検討WGにて議論を重ねてきており、何らかの改善が必要であるという共通認識があると考えています。

つきましては、一事業者の立場として、推薦制度についてのご提案を申し上げます。

1. 審査基準の見直し

すでに構成員の方々よりご指摘の通り、審査基準が定められた昭和42年は、融資金の不足する環境下、いかに融資を適正に行うかという観点で当初の基準が定められており、行政方針に合致する融資、経営の改善向上、生活衛生水準を確保といった基本的な基準とともに、その手段としての過当競争防止など、現在の生活衛生業のある環境に適さない基準も現在に継承されている。

昭和58年に「衛生管理状況」書類の添付が義務付けられ、当該融資の対象者にさらなる衛生水準の向上が求められ今日に至っているが、このWGによる検討を期に、現状に適した審査基準に改善することで、利用者の制度並びに手続きの重要性に対する理解を深めていくべきかと考えます。

2. 推薦書を必要とする融資申込額の変更

推薦制度の発足依頼、段階的に対象融資申込金額が引き上げられ、現在は、300万円以上の融資申込がその対象となっている。

300万円以上の申し込みは、融資実績全体に対し、金額ベースでは77%であるものの、件数ベースでは46%と半数以下となっており、これは生活衛生貸付制度の目的が十分に確認されることなく、半数の融資が行われて

いる状態にあるとも言える。

申込者が生活衛生営業に係る専門的な指導や助言を事前に得ることなく、公庫へ直接申し込むことは、衛生水準の向上や生活衛生関連営業の活性化を推進する行政にとり、また、営業指導や助言を受ける機会を得られない事業者にとっても、好ましい状況ではないように思う。

制度の目的を考慮すれば、本来的には、全数推薦書を必要とするべきと思うが、少額融資の利用者の利便性、推薦書発行事務手続きの急増による現場の混乱も考慮して、二百万円へに対象引き下げを提案いたします。

3. 中期的な取り組みの必要性

営業指導センターや組合による専門的な助言や指導を充実し、融資申込者の経営改善、結果としての信用力向上が実現できるような推薦制度の機能と効力の改善強化を、関係各所の協力をもとに推進していただきたいと希望します。